

第34回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成29年4月11日

上富良野町農業委員会

第34回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成29年4月11日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2 場 所 JA ふうの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 10名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
5	石橋 信次	7	井村 昭次	8	島田 政志
9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見	11	井村 悦丈
12	青地 修				

4 欠席委員

6	佐藤 良二				
---	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第34回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
7番 井村昭次 委員に合わせ、ご唱和ください。

佐藤委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、10名であります。定数に達しておりますので、これより第34回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、3番 谷 忠 君、5番 石橋信次 君、を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号「農地法第5条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありましたので報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3「報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報

事務局長 告第2号朗読。

1番、〇〇出地区、貸主は河西郡更別村の〇〇〇〇会社さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、田2筆、面積1,320㎡、この場所は〇〇〇〇会社さんが〇〇〇〇さんへ賃貸していましたが、近隣の〇〇〇〇さんの住宅周りで、〇〇〇〇会社さんから転用の申請が出ておりましたので合意解約となりました。

2番、〇〇地区、貸主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、田2筆、面積39,449㎡、〇〇〇〇さんが賃貸していましたが〇〇〇〇さんへ返すこととなり、〇〇地区で斡旋会しております。この後の農用地利用集積計画の方で説明させていただきます。

3番、〇〇地区、貸主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、田5筆、畑1筆、面積52,444㎡、〇〇〇〇さんが賃貸していましたが、合意解約により返すこととなりました。現在、〇〇〇〇さんが売買で〇〇地区の斡旋に公開されております。

議長 報告第2号について、発言はありますか。

島田委員 1番の〇〇〇〇さんについてですが、確か8月か9月の総会案件になった箇所ですか。

事務局長 転用になった箇所です。

島田委員 ぶどう畑の所ですよ。もう一度、経緯を教えてくださいませんか。

事務局長 ここは〇〇〇〇さんの住宅周りです。この部分は〇〇〇〇会社さんより4条転用の申請が出されて既に許可は出しました。転用を許可する前に合意解約の手続きをするところですが、手続きが遅れていたために今回の報告となりました。土地の引渡しは11月に行われ、転用の許可は出ておりますので、この雪が融けた以降に〇〇〇〇会社さんが転用を進めることになっております。転用の期間は6月末までです。1番の案件については、合意解約の報告が遅れていました。

議長 本来は、合意解約して土地を返してからの転用の申請なのですが、それが前後してしまったようです。

他にありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長 日程第4「諮問第1号、農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成29年4月11日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1

事務局長 号朗読。

所1番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田2筆、畑2筆、用悪水路1筆、面積50,213㎡、売買です。〇〇〇〇さんについては、〇〇〇〇さんが斡旋の時に受け手になる予定でしたが、〇〇〇〇さん名義で農地を取得したいとの経過がありまして、先月の〇〇地区のその他の案件で共に報告しましたが、〇〇〇〇さんへの手続きが終わりましたので、今回、利用集積計画としてあげました。

所2番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。田5筆、面積30,910㎡、売買です。

所3番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は河西郡更別村の〇〇〇〇会社さん。田7筆、面積16,878㎡、売買です。

所4番、出し手は〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん。畑2筆、面積22,834㎡、売買です。

所5番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑5筆、面積10,228㎡、売買です。

賃1番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。田2筆、面積39,449㎡、賃貸です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号、所1番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 谷 忠 委員」

谷 委員 3番、谷です。所1番について、補足説明いたします。

2月21日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、利用集積が成立しており、今回は売買1件の提案となります。

所1番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり田17万円と18万円、畑6万円と3万円、その他2万円で売買となりました。

格差がいろいろとありまして、〇〇〇〇番〇〇の田が18万円。〇〇〇〇番〇〇も田ですが17万円、1万円の差ですが、今は堤防がありますが大正15年の噴火の時に被災した農地ということで1万円の差がついております。〇〇〇〇番〇〇は畑なので6万円。〇〇〇〇番〇〇は3万円、ここに用水が通っております。〇〇〇〇番の畑は、噴火後の富良野川改修工事で堤防を作った関係で、蛇行していた川を真っ直ぐにしたために川であったところが残ったので地先である〇〇〇〇さんへ払い下げられた。現況は畑になっておりますが公簿は原野ですので2万円で売買になりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号、所2番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番、石橋です。所2番について、補足説明いたします。

3月13日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所1番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり田17万円と15万円で売買となりました。

〇〇〇〇さんのメロンハウスの前と道路の向かい側です。

土地条件等で、三角の土地が反当たり15万円、道路の反対側が反当たり17万円。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

石橋委員 当初、3条の話もありました。〇〇〇〇さんが購入したのは今から10年前で、その時の価格が安かった。そのような事もあり幹旋会に諮っていいのか一時は改善組合も悩んだ。現在の状況を考えて価格を決めるとのことで双方が納得していただいたので幹旋会となりました。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号、所3番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番、三好です。所3番について、補足説明いたします。

3月13日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所3番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、河西郡更別村の〇〇〇〇会社さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり田20万円～6万円で売買となりました。6万円は極端なのですが、形が歪で田ではあるが畔が無く水が入らない、ほとんど畑です。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所3番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所4番、5番、賃1番 について、提案に関する補足説明を願います。

「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番、館尾です。 所4番、5番、賃1番 について、補足説明いたします。

3月23日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、売買2件と賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。

所4番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号です。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり畑7万円で売買となりました。

〇〇〇〇番〇〇の上に元々山林の部分を切り拓いた所が残っておりますが、そこは地目が山林ということで今回の斡旋から除外しており、今後、双方で売買になる予定になっ

ております。

所5番

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇川堤防両側です。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり畑10万円で売買となりました。

賃1番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号です。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり畑6,000円で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 所5番について、0000番00が家に被っているように見えますが。

館尾委員 この航空写真が古いです。一昨年に現況証明で現地を見ましたが、今は更地になっております。残っているのは川沿いの倉庫だけです。河川用地がりまして、0000番00、0000番00を囲むように河川用地がある。旭川建設管理部から賃貸をしている。今は〇〇〇〇さんが賃貸するようになる。

事務局長 0000番00は、今は畑になっておりますが前は宅地でした。現況証明で確認に行つて、宅地だったのを畑へ地目変更登記をされて、〇〇〇〇さんが売買を進めることになり、今回の手続きになりました。写真では建物がたくさん建っておりますが、今は家から豚舎など全部壊して無くなっております。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所4番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
続いて、所5番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
続いて、賃1番を採決いたします。

議 長 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成29年4月11日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議案第1号1番について

地番0000番00の内、畑1筆、面積11,000㎡、出し手は○町○丁目○番○号の○○○○さん。受け手は○町○丁目○番地○の○○○○さんです。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 井村昭次 委員」

井村委員 7番、井村です。議案第1号1番について、補足説明いたします。

出し手、○町○丁目○番○号の○○○○さん

受け手、○町○丁目○番地○の○○○○さん

所在地は、○○地区、○○道路の北側となります。

○○○○さんの再処分により10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第34回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案1件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時15分

上記第34回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成29年4月12日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____